

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・介護保険係

個人情報ファイルの名称	介護保険システム（認定事務）	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険要介護・要支援認定事務を行うため	
記録項目	1 認定申請書情報（被保険者氏名、被保険者住所、生年月日、性別、前回認定情報、主治医）、2 認定情報、3 調査項目（概況・基本情報）、4 主治医意見書、5 認定結果	
記録範囲	65 歳以上の要介護及び要支援認定申請者、40 歳以上 64 歳以下の法に定める特定疾病を持つ要介護及び要支援認定申請者	
記録情報の収集方法	本人、代理人、親族、主治医	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	西十勝介護認定審査会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場保健福祉課	
	（所在地）〒089－0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・介護保険係

個人情報ファイルの名称	介護保険システム（介護サービス事務）	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	居宅サービス計画作成依頼届出書の受付事務を行うため	
記録項目	1 被保険者情報（被保険者氏名、被保険者住所、生年月日、性別）、2 居宅介護支援事業所情報	
記録範囲	65 歳以上の要介護及び要支援認定者、40 歳以上 64 歳以下の法に定める特定疾病を持つ要介護及び要支援認定者	
記録情報の収集方法	本人、居宅介護支援事業所	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場保健福祉課	
	（所在地）〒089－0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・介護保険係

個人情報ファイルの名称	介護保険システム（給付事務）	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険給付事務を行うため	
記録項目	1 被保険者情報（被保険者氏名、被保険者住所、生年月日、性別、給付履歴）、2 認定情報	
記録範囲	65 歳以上の要介護及び要支援認定者、40 歳以上 64 歳以下の法に定める特定疾病を持つ要介護及び要支援認定者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場保健福祉課	
	（所在地）〒089－0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・介護保険係

個人情報ファイルの名称	介護保険システム（給付情報事務）	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	介護給付に伴う国保連合会との情報交換を行うため	
記録項目	被保険者情報（ 1 被保険者氏名、 2 被保険者カナ氏 名 、 3 生年月日、 4 性別、 5 認定情報、 6 負担割合、 7 居宅介護支援事業所、 8 負担限度額、 9 医療保険他）	
記録範囲	65 歳以上の要介護及び要支援認定者、40 歳以上 64 歳以下の法に定める特定疾病を持つ要介護及び要支援認定者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場 保健福祉課	
	（所在地）〒089－0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・介護保険係

個人情報ファイルの名称	介護保険システム（被保険者証交付等）	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険被保険者証の交付・再交付事務を行うため	
記録項目	被保険者情報（ 1 被保険者氏名、 2 被保険者カナ氏 名 、 3 被保険者住所、 4 生年月日、 5 性別、 6 認定情報）	
記録範囲	65 歳以上の者、40 歳以上 64 歳以下の法に定める特定疾病を持つ要介護及び要支援認定者、被保険者証を亡失した者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場 保健福祉課	
	（所在地）〒089－0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・介護保険係

個人情報ファイルの名称	介護保険システム（被保険者台帳）	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険被保険者台帳管理を行うため	
記録項目	被保険者情報（ 1 被保険者氏名、 2 被保険者カナ氏 名 、 3 被保険者住所、 4 生年月日、 5 性別、 6 医療情報、 7 施設他）	
記録範囲	65 歳以上の者	
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場 保健福祉課	
	（所在地）〒089－0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・介護保険係

個人情報ファイルの名称	介護保険システム（保険料賦課等）	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険第1号被保険者保険料賦課・徴収事務を行うため	
記録項目	被保険者情報（1 被保険者氏名、2 被保険者カナ氏名、3 被保険者住所、4 生年月日、5 性別、6 資格取得日、7 所得情報等）	
記録範囲	65歳以上の第1号被保険者	
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）清水町役場保健福祉課	
	（所在地）〒089-0192 清水町南4条2丁目2番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年3月31日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・健康推進係

個人情報ファイルの名称	国保連合会システム（特定健康診査に関する事務）	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	特定健康診査事務を行うため	
記録項目	1 国民健康保険被保険者情報（氏名、住所、生年月日、被保険者番号、特定健康診査受診券番号等） 2 特定健診結果 3 特定保健指導結果	
記録範囲	40 歳から 74 歳の国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	国保連合会、健診実施機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場保健福祉課	
	（所在地）〒089-0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・健康推進係

個人情報ファイルの名称	健康かるて（特定健康診査に関する事務）	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	特定健康診査事務を行うため	
記録項目	1 国民健康保険被保険者情報（宛名番号、氏名、住所、生年月日、被保険者番号、特定健康診査受診券番号等） 2 特定健診結果 3 特定保健指導結果	
記録範囲	40 歳から 74 歳の国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	国保連合会システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場保健福祉課	
	（所在地）〒089-0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・健康推進係

個人情報ファイルの名称	特定健診名簿	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	特定健康診査事務を行うため	
記録項目	1 国民健康保険被保険者情報（氏名、住所、生年月日、被保険者番号、特定健康診査受診券番号等） 2 特定健診受診状況	
記録範囲	40 歳から 74 歳の国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	健康かるて、特定健診対象者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場保健福祉課	
	（所在地）〒089-0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課健康推進係

個人情報ファイルの名称	国保連合会システム（特定健康診査未受診者対策に関する事務）		
行政機関等の名称	清水町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課		
個人情報ファイルの利用目的	特定健康診査未受診者対策事務を行うため		
記録項目	1 特定健康診査未受診者情報（氏名、住所、生年月日、被保険者番号、特定健康診査受診券番号等）		
記録範囲	40 歳から 74 歳の国民健康保険被保険者のうち特定健診未受診者		
記録情報の収集方法	国保連合会システム		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	-		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場保健福祉課		
	（所在地）〒089-0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）	
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）		
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-		
備考			

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・健康推進係

個人情報ファイルの名称	健康かるて（特定健康診査未受診者対策に関する事務）	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	特定健康診査未受診者対策事務を行うため	
記録項目	1 特定健康診査未受診者情報（宛名番号、氏名、住所、生年月日、被保険者番号、特定健康診査受診券番号等）	
記録範囲	40 歳から 74 歳の国民健康保険被保険者のうち特定健診未受診者	
記録情報の収集方法	国保連合会システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	未受診者対策事業委託機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場保健福祉課	
	（所在地）〒089-0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・健康推進係

個人情報ファイルの名称	特定健診未受診者対策対象者名簿	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	特定健康診査未受診者対策事務を行うため	
記録項目	1 委託して実施する特定健康診査未受診者対策事業の対象者情報（氏名、住所、生年月日、被保険者番号、特定健康診査受診券番号等）	
記録範囲	委託して実施する特定健康診査未受診者対策事業の対象者	
記録情報の収集方法	未受診者対策事業委託業者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場保健福祉課	
	（所在地）〒089-0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・健康推進係

個人情報ファイルの名称	国保連合会システム（後期高齢者健康診査に関する事務）	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者健康診査事務を行うため	
記録項目	1 後期高齢者医療の被保険者情報（氏名、住所、生年月日、被保険者番号、後期高齢者健康診査受診券番号等） 2 健診結果	
記録範囲	後期高齢者医療の被保険者	
記録情報の収集方法	国保連合会、健診実施機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場保健福祉課	
	（所在地）〒089-0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・健康推進係

個人情報ファイルの名称	健康かるて（後期高齢者健康診査に関する事務）	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者健康診査事務を行うため	
記録項目	1 後期高齢者医療の被保険者情報（宛名番号、氏名、住所、生年月日、被保険者番号、後期高齢者健康診査受診券番号等） 2 健診結果	
記録範囲	後期高齢者医療の被保険者	
記録情報の収集方法	国保連合会システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場保健福祉課	
	（所在地）〒089-0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・健康推進係

個人情報ファイルの名称	成人健診管理表	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	健康診査及び保健指導事務を行うため	
記録項目	1 健診受診者情報（氏名、住所、生年月日） 2 健診結果 3 保健指導結果	
記録範囲	20 歳以上の健診受診者	
記録情報の収集方法	健診実施機関、保健指導実施者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場保健福祉課	
	（所在地）〒089-0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・健康推進係

個人情報ファイルの名称	国保連合会システム（各種健診等の結果に関する事務）	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	各種健診結果の管理事務を行うため	
記録項目	1 健診受診者情報（氏名、住所、生年月日、被保険者番号、特定健康診査受診券番号等） 2 健診（検診）結果 3 保健指導結果 等	
記録範囲	特定健診及び後期高齢者健診対象者	
記録情報の収集方法	国保連合会、健診実施機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場保健福祉課	
	（所在地）〒089-0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・健康推進係

個人情報ファイルの名称	健康かるて（各種健診等の結果に関する事務）	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	各種健診の結果の管理事務を行うため	
記録項目	1 健診および検診受診者情報（宛名番号、氏名、住所、生年月日、被保険者番号、特定健康診査受診券番号等） 2 健診（検診）結果 3 保健指導結果 等	
記録範囲	特定健診及び後期高齢者健診受診者	
記録情報の収集方法	国保連合会システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場保健福祉課	
	（所在地）〒089-0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・健康推進係

個人情報ファイルの名称	KDB システム	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	各種健診の結果の管理及び保健指導事務を行うため	
記録項目	1 健診および検診受診者情報（氏名、住所、生年月日、被保険者番号、特定健康診査受診券番号等） 2 健診（検診）結果 3 保健指導結果	
記録範囲	特定健診及び後期高齢者健診受診者	
記録情報の収集方法	国保連合会システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場保健福祉課	
	（所在地）〒089-0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・健康推進係

個人情報ファイルの名称	保健事業ツール	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	保健指導事務を行うため	
記録項目	1 健診受診者情報（宛名番号、氏名、住所、生年月日） 2 健診結果 3 医療受療状況	
記録範囲	特定健診及び後期高齢者健診対象者	
記録情報の収集方法	国保連合会システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場保健福祉課	
	（所在地）〒089-0192 清水町南4条2丁目2番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年3月24日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・健康推進係

個人情報ファイルの名称	マルチマーカー	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	保健指導事務を行うため	
記録項目	1 健診受診者情報（氏名、住所、生年月日） 2 健診結果 3 服薬状況 4 健診実施機関名	
記録範囲	健診受診者	
記録情報の収集方法	健康かるて	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場保健福祉課	
	（所在地）〒089-0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・健康推進係

個人情報ファイルの名称	健康かるて（緊急風しん対策に関する事務）	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	緊急風しん対策に関する事務を行うため	
記録項目	1 対象者情報（宛名番号、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所）、2 検査情報（抗体検査日、抗体検査方法、抗体検査結果、電話番号）、3 接種情報（接種日、接種医療機関、ワクチンの種類）	
記録範囲	抗体検査の対象者、風しんワクチンの接種者	
記録情報の収集方法	本人、医療機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場保健福祉課	
	（所在地）〒089-0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・健康推進係

個人情報ファイルの名称	健康かるて（臨時の予防接種に関する事務）	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	臨時の予防接種に関する事務を行うため	
記録項目	1 対象者情報（宛名番号、接種券番号、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所）、2 接種情報（接種日、接種医療機関、ワクチンの種類、電話番号）	
記録範囲	臨時の予防接種の対象者、ワクチンの接種者	
記録情報の収集方法	本人、医療機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場保健福祉課	
	（所在地）〒089-0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・健康推進係

個人情報ファイルの名称	V R S （臨時の予防接種に関する事務）	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	臨時の予防接種に関する事務を行うため	
記録項目	1 対象者情報（接種券番号、氏名、生年月日、郵便番号、住所）、2 接種情報（接種日、接種医療機関、ワクチンの種類）	
記録範囲	臨時の予防接種の対象者、ワクチンの接種者	
記録情報の収集方法	本人、医療機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場保健福祉課	
	（所在地）〒089-0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・健康推進係

個人情報ファイルの名称	健康かるて（任意予防接種に関する事務）	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	任意予防接種に関する事務を行うため	
記録項目	1 接種情報（宛名番号、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、接種日、接種医療機関、ワクチンの種類）、2 保護者情報（氏名、電話番号）	
記録範囲	任意予防接種の対象者、ワクチンの接種者、 保護者	
記録情報の収集方法	本人、保護者、医療機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場保健福祉課	
	（所在地）〒089-0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・健康推進係

個人情報ファイルの名称	健康かるて（予防接種台帳の調製に関する事務）	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	予防接種台帳の調製に関する事務を行うため	
記録項目	1 対象者情報（宛名番号、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所）、2 接種情報（接種日、接種医療機関、ワクチンの種類）、3 保護者情報（氏名、電話番号）	
記録範囲	定期予防接種の対象者、ワクチンの接種者、 保護者	
記録情報の収集方法	本人、保護者、医療機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場保健福祉課	
	（所在地）〒089-0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・健康推進係

個人情報ファイルの名称	健康かるて（訪問指導に関する事務）	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	訪問指導に関する事務を行うため	
記録項目	1 対象者情報（宛名コード、個人番号、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号）、2 訪問指導実施情報（訪問指導日、訪問指導内容）	
記録範囲	訪問指導の対象者、訪問指導を受けた者	
記録情報の収集方法	本人、家族	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場保健福祉課	
	（所在地）〒089-0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・健康推進係

個人情報ファイルの名称	世帯管理表（訪問指導に関する事務）	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	訪問指導に関する事務を行うため	
記録項目	1 世帯情報（カナ氏名、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号）、2 訪問指導実施情報（訪問指導日、訪問指導内容）	
記録範囲	訪問指導の対象世帯、訪問指導を受けた者	
記録情報の収集方法	本人、家族	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場保健福祉課	
	（所在地）〒089-0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・健康推進係

個人情報ファイルの名称	母子管理表（訪問指導に関する事務）	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	訪問指導に関する事務を行うため	
記録項目	1 対象者情報（カナ氏名、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所）、2 訪問指導実施情報（訪問指導日、訪問指導内容）、3 保護者情報（カナ氏名、氏名、生年月日、性別、電話番号）	
記録範囲	訪問指導の対象者、訪問指導を受けた者、 保護者	
記録情報の収集方法	本人、保護者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場保健福祉課	
	（所在地）〒089-0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 2 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健福祉課・健康推進係

個人情報ファイルの名称	健康かるて（健康相談に関する事務）	
行政機関等の名称	清水町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	健康相談に関する事務を行うため	
記録項目	1 対象者情報（宛名番号、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号）、2 健康相談実施情報（健康相談日、健康相談内容）	
記録範囲	健康相談の対象者、健康相談を受けた者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）清水町役場保健福祉課	
	（所在地）〒089-0192 清水町南 4 条 2 丁目 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 2 4 日